

地域旅客運送サービス継続事業（鶴岡三川線、三川酒田線）に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、地域旅客運送サービス継続事業（鶴岡三川線、三川酒田線）を実施する運行予定事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の名称

地域旅客運送サービス継続事業（鶴岡三川線、三川酒田線）

3 事業の概要

（１）事業の内容

別紙「地域旅客運送サービス継続事業（鶴岡三川線、三川酒田線）実施方針」（以下「実施方針」という。）のとおり。

（２）事業期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たすことを条件とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第235号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- （３）破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと
- （４）次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

- （５）鶴岡市、酒田市又は三川町管内（以下「対象管内」という。）に本店、支店、営業所等を有していること

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること
- (8) 対象管内において3年間にわたる輸送実績があること
- (9) 山形県入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (10) その他法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

- ①地域旅客運送サービス継続事業（鶴岡三川線、三川酒田線）応募申請書（様式1） 1部
- ②企画提案書（様式2） 7部
- ③誓約書（様式3） 1部
- ④国税及び山形県税の納税証明書 1部
- ⑤一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し 1部
- ⑥対象管内における輸送実績（様式4） 1部

(2) 提出期限

令和7年12月12日（金）17時まで

(3) 提出方法

「9 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便かつ提出期限必着のものに限る。）により提出すること

5 企画提案書作成に係る質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式5）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「地域旅客運送サービス継続事業（鶴岡三川線、三川酒田線）に関する問合せ」として、「9 提出・問合せ先」へ提出すること

(2) 質問受付期限

令和7年12月5日（金）12時まで

(3) 質問等への回答

質問等への回答は、山形県みらい企画創造部総合交通政策課から質問があった全社に、原則として電子メールにより行う。

ただし、各社の独自企画に関わることなどについては、当該質問者のみに回答するものとする。

6 審査及び運行予定事業者の決定方法

- (1) 山形県みらい企画創造部総合交通政策課が設置する企画審査会において、下記審査基準に基づき提案書類により審査を行い、審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い提案を運行予定事業者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

<審査基準>

		評価内容	配点
実施方針		実施方針に基づいた提案か	20
安全性	①情報共有	安全運行に向けた適切な情報共有が行われているか	20
	②運転手教育	事故防止及びマナー教育が適切に行われているか	20
	③緊急時対応	緊急時対応は適切か	20
利便増進		利用者の利便増進に向けた有効な取組か	20
合計			100

審査の評価は、5段階評価とする。

特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
20点	16点	12点	8点	4点

- (2) 審査の結果、評価点数の合計点数が、評価項目の最高得点の合計点数（100点）の6割に満たない提案は選定を見送る場合がある。
- (3) 審査の結果については、応募者に対し書面により通知する。
- (4) 応募者が一者のみの場合であっても審査員の評価結果により、提案の内容について目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を運行予定事業者として選定する。

7 スケジュール

- (1) 公募期間：令和7年12月1日（月）～同月12日（金）
- (2) 質問期間：令和7年12月1日（月）～同月5日（金）
- (3) 審査会（書面）：令和7年12月17日（水）予定
- (4) 審査結果通知：令和7年12月26日（金）

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (3) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「9 提出・問合せ先」に提出すること。
- (4) 募集については、山形県の都合により停止する場合がある。

9 提出・問合せ先

山形県みらい企画創造部総合交通政策課
〒990-8570山形市松波2-8-1
電 話：023-630-2161
F A X：023-630-3082
電子メール：ykotsu@pref.yamagata.jp